

三原村公共施設等総合管理計画



平成29年3月
(令和5年度 改訂版)
高知県三原村

目次

第1章	公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
1	背景と目的	
2	対象資産の範囲	
第2章	本村の現状	2
1	三原村の概要と特性	
2	人口の現状と今後の推移	
3	財政状況	
第3章	公共施設の現状	8
1	公共建築物	
2	施設保有量の推移	
3	インフラ資産	
第4章	更新費用総額の推移	12
1	更新費用総額の計算	
2	公共建築物	
3	インフラ資産	
4	公共施設全体	
第5章	公共施設マネジメントに関する基本的な方針	18
1	取組体制	
2	公共施設マネジメントの実施方針	
3	協働の推進	
4	地方公会計制度への取組	
5	フォローアップの実施方針	
6	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	

第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

1 背景と目的

本村は、戦後の高度経済成長期を中心に多様な行政需要に対応するため、公営住宅、学校などの「公共建築物」や道路、橋梁、上・下水道、などの「インフラ資産」といった多くの公共施設を整備してきました。

これら公共施設の耐用年数^①の多くが40年～60年とされており、近い将来一斉に改修・更新の時期を迎え、多額の更新費用が必要になると見込まれています。このような状況は本村に限らず、全国の地方公共団体が同様に直面している問題です。

一方、財政面では、長期的な人口減少等による村税収入の伸び悩み、少子・高齢化社会の進展に伴う扶助費等経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれています。さらには一層厳しさを増すであろう地方交付税環境が想定されます。

こういった社会情勢の中で、今後、社会構造や住民ニーズの変化に伴い公共施設の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって、最適な規模での維持・更新を行うことと、効果的かつ効率的な遊休施設の活用が必要となります。

また、このような公共施設を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠です。

このため、まずは、本村の公共建築物やインフラ資産の実態を把握し、資産更新問題を共有化することを目指します。その上で、施設の適切な配置・規模を検討しつつ、公共施設のマネジメントを徹底することにより、長期的な視点での公共施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組むための基本方針として「公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

なお、本計画は、統一的な基準による地方公会計制度に基づき平成28年度に整備した固定資産台帳（平成27末時点）を基に、資産更新費用の算出等を行います。

2 対象資産の範囲

本村の所有する全ての資産のうち、公共建築物及びインフラ資産を対象とします。

① 耐用年数：減価償却^②の対象となる資産において利用が可能な年数

② 減価償却：固定資産の老朽化による価値の減少を各会計年度の費用として計上していく会計処理

第2章 本村の現状

1 三原村の概要と特性

三原村は、標高 120m の高原地帯に位置する典型的な山村です。気候は温暖多雨で、夏は台風の進路にあたるため被害を受けることが多々あります。周囲を 450～850m の山脈に囲まれ、隣接する中村、宿毛、土佐清水の 3 市とは独立した立地条件にあります。村のほとんどは山林で、集落及び耕地は 2 級河川下ノ加江川とその支流に沿って散在しています。古くは「三原郷」と呼ばれ、明治 22 年の町村制施行により「三原村」となり、現在は 13 集落によって構成されています。

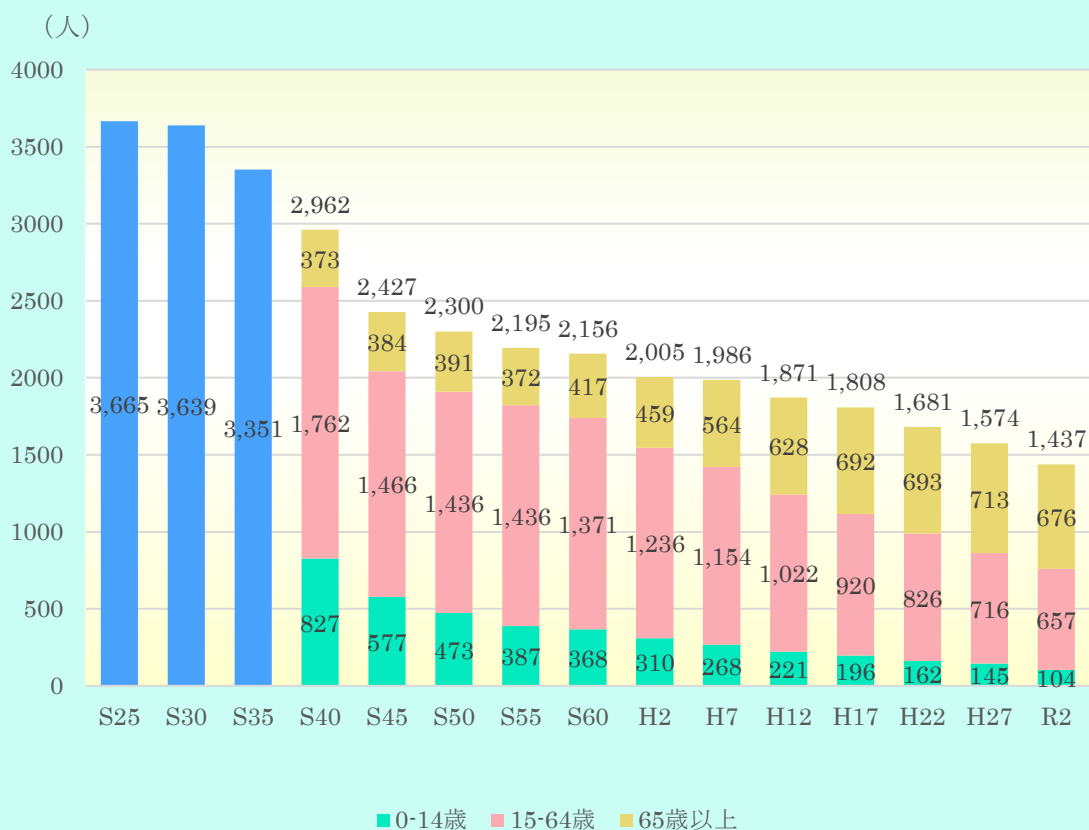


2 人口の現状と今後の推移

本村の人口(国勢調査)は昭和 25 年の 3,665 人をピークに減少しており、令和 2 年国勢調査では 1,437 人となりました。年齢構成別にみると、65 歳以上の高齢人口は令和 2 年には 676 人となり、高齢人口比率は 47.0%となっています。対照的に 14 歳以下の年少人口は、104 人となっており、年少人口比率は 7.2%まで減少しています。

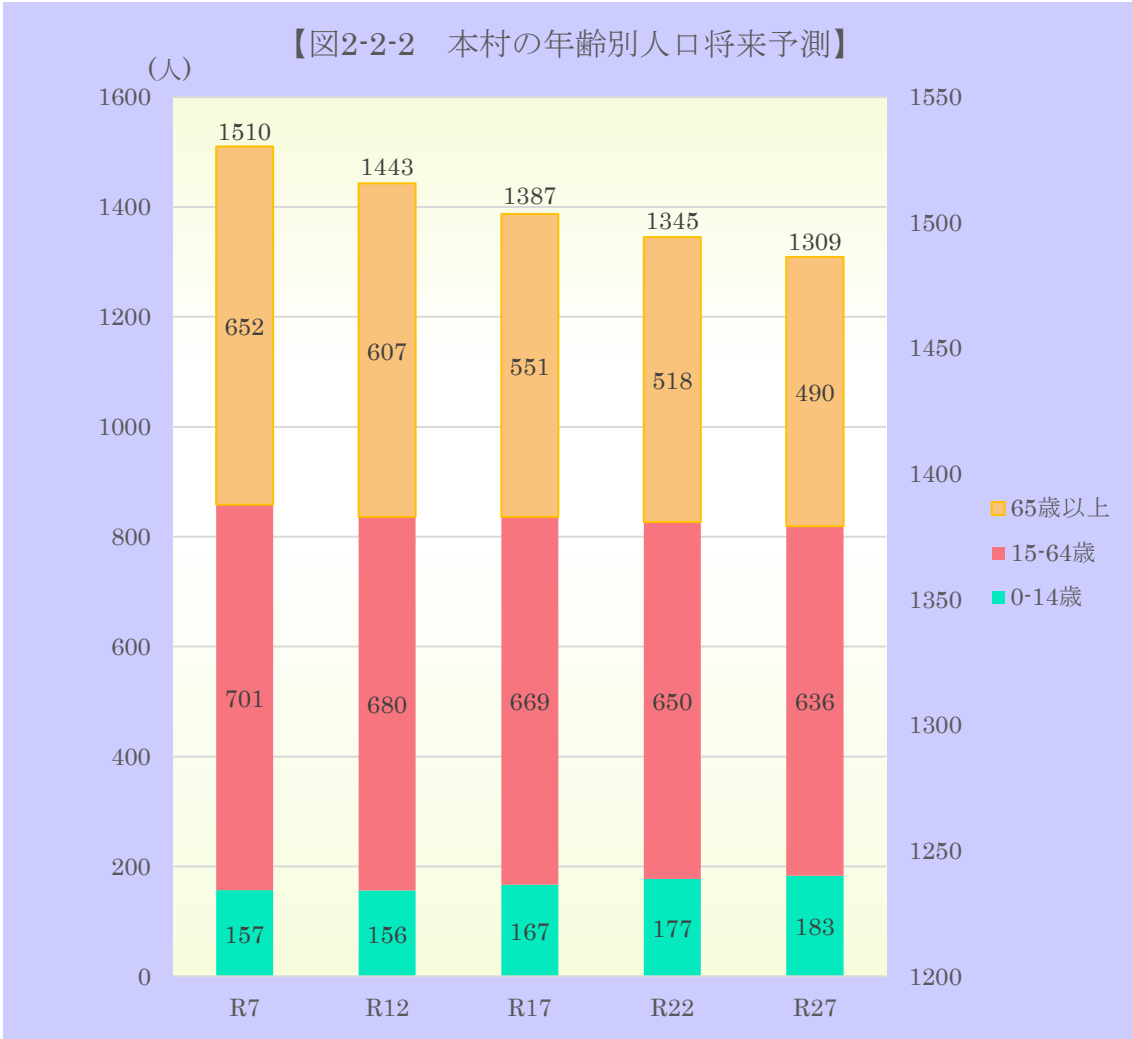
また、三原村創生総合戦略(平成 30 年改訂版)では、65 歳以上の高齢人口の割合は、令和 7 年まで上昇し、その後は低下していく見込みです、また、令和 42 年には 0 歳から 14 歳の年少人口比率は 15%近くに達すると予想されます。

【図2-2-1 本村の年齢別人口推移】



年	S25	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総数	3,665	3,639	3,351	2,962	2,427	2,300	2,195	2,156	2,005	1,986	1,871	1,808	1,681	1,574	1,437
0-14歳				827	577	473	387	368	310	268	221	196	162	145	104
15-64歳				1,762	1,466	1,436	1,436	1,371	1,236	1,154	1,022	920	826	716	657
65歳以上				373	384	391	372	417	459	564	628	692	693	713	676
年少人口比率				27.9%	23.8%	20.6%	17.6%	17.1%	15.5%	13.5%	11.8%	10.8%	9.6%	9.2%	7.2%
生産年齢人口比率				59.5%	60.4%	62.4%	65.4%	63.6%	61.6%	58.1%	54.6%	50.9%	49.1%	45.5%	45.7%
高齢人口比率				12.6%	15.8%	17.0%	16.9%	19.3%	22.9%	28.4%	33.6%	38.3%	41.2%	45.3%	47.0%

出展：総務省統計局「国勢調査」



年	R7	R12	R17	R22	R27
総数	1510	1443	1387	1345	1309
0 - 14 歳	157	156	167	177	183
15 - 64 歳	701	680	669	650	636
65 歳 以 上	652	607	551	518	490
年少人口比率	10.4%	10.8%	12%	13.1%	14.0%
生産年齢人口比率	46.4%	47.1%	48.2%	48.3%	48.6%
高齢人口比率	43.2%	42.1%	39.7%	38.5%	37.4%

出展：三原村創生総合戦略(平成 30 年 12 月改正)

3 財政状況

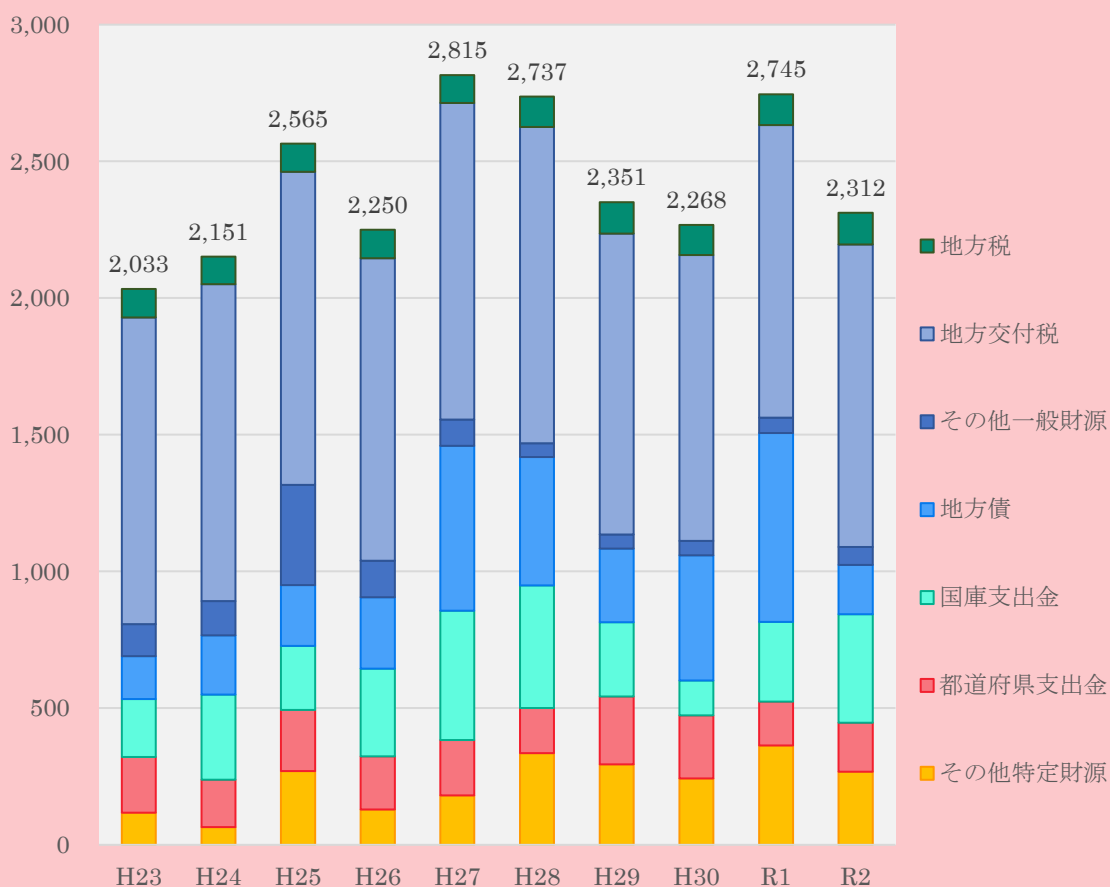
(1) 歳入

本村の令和2年度における歳入総額は23.1億円となっており、平成27年度と比較すると約5.1億円減少しております。また、令和2年度については、普通建設事業に関わる地方債の収入が、他年度と比べ少なくなっています。

自主財源である住民税や固定資産税等の地方税については、ここ10年間は1億円前後を推移しており目立った増減はありませんが、今後は人口減少に伴い、税収の減少が予想されます。

さらに、国の財政状況も厳しい状態が続く中で、国からの補助金や地方交付税の増加も見込めないため、本村としてはますます厳しい歳入状況にさらされることと予想されます。

(百万円) 【図2-3-1 本村普通会計における決算の推移（歳入）】

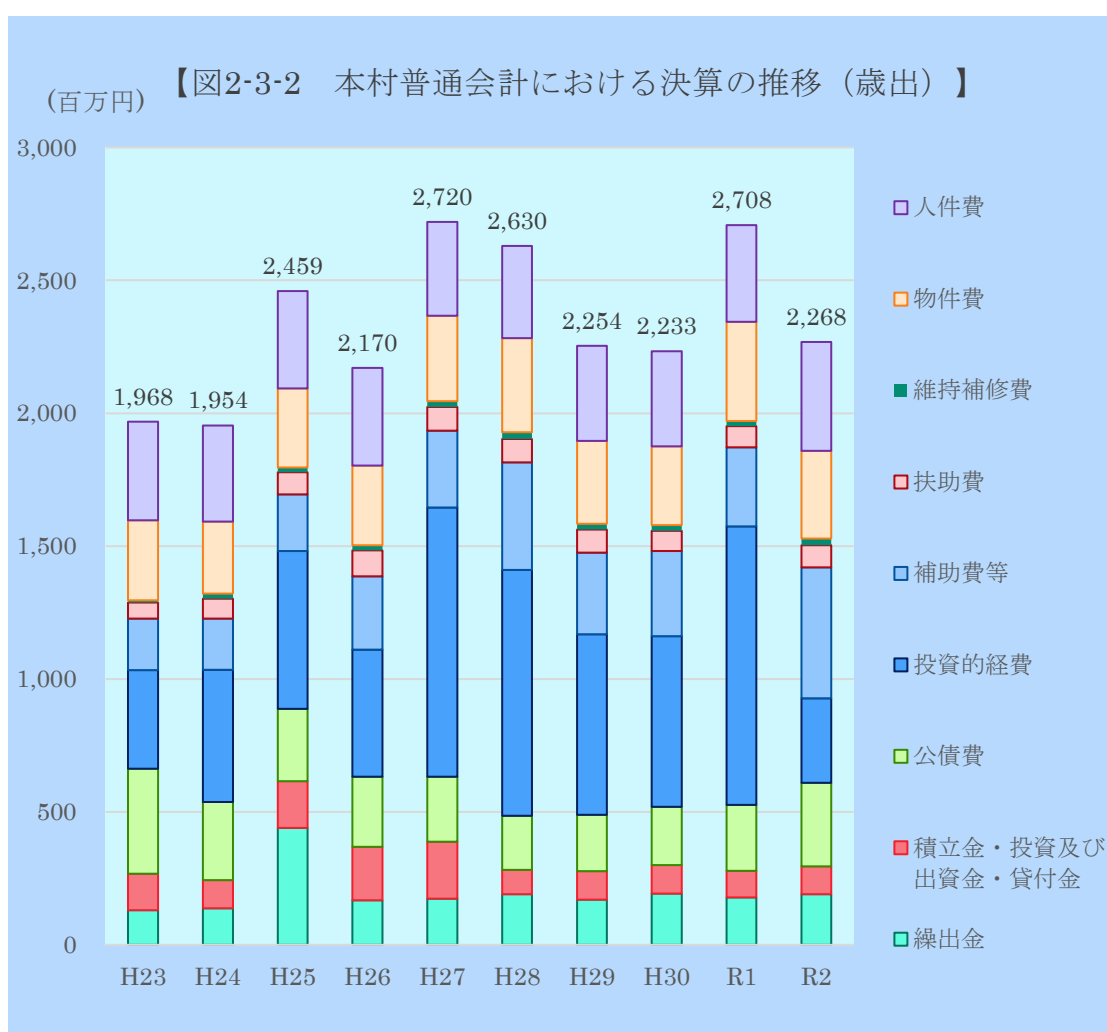


(2) 歳出

本村の令和2年度における歳出総額は22.7億円となっており、平成19年度以降は20億円台を推移し、大きな増減は無い状況となっています。

また、歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費である義務的経費（人件費、扶助費^③、公債費^④）について、扶助費の金額は、平成18年度に0.3億円であったものが、高齢化の進行等により令和2年度には0.8億円まで増加しております。

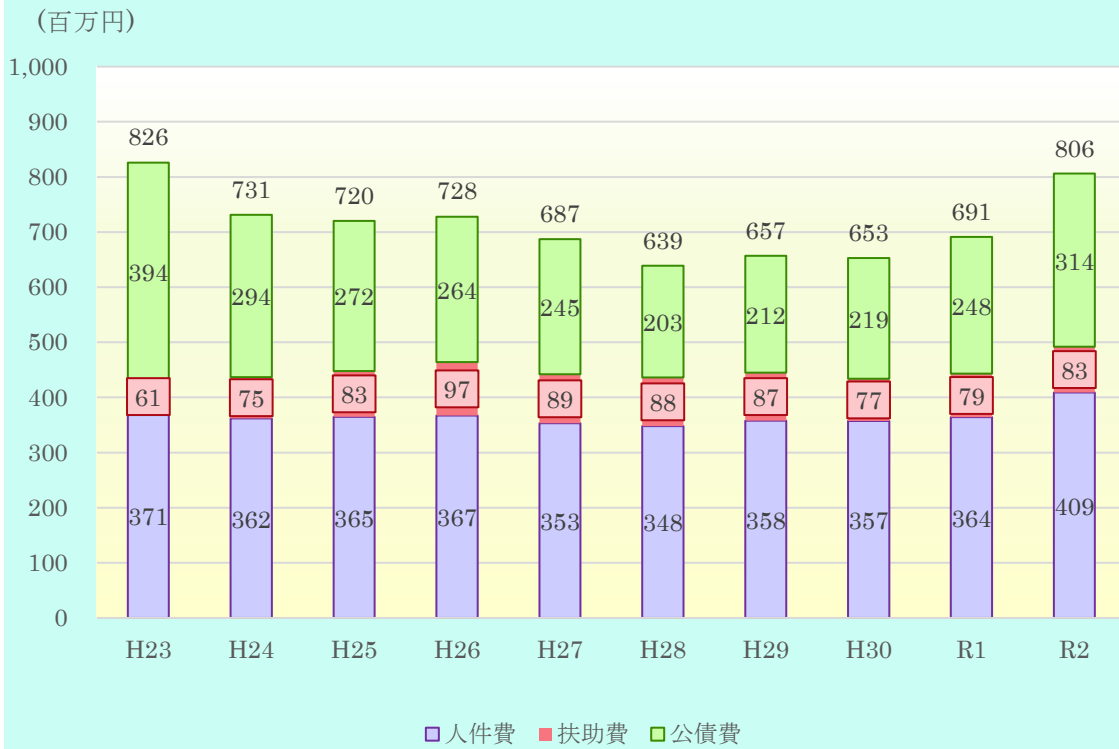
増加の要因として、高齢化による老人福祉費の増加以外にも、社会福祉費や児童福祉費の増加があります。扶助費の増加が予想される中、資産の維持・更新に必要な投資的経費・維持補修費の確保が今後の課題となります。



③ 扶助費：社会保障制度の一環として生活保護法や児童福祉法など、法令により支出が義務付けられている経費。

④ 公債費：地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金の利息合計。

【図2-3-3 義務的経費の推移と内訳】



【図2-3-4 人件費・扶助費の推移】



第3章 公共施設の現状

1 公共建築物

本村の所有する公共建築物の延床面積の合計は 26,621.7 m²で、住民 1 人当たりの延床面積は 18.53 m²となっています。全国平均の 3.22 m²^⑤と比較すると 5.75 倍、本村と同規模である人口 10,000 人未満の団体平均の 10.61 m²^⑤と比較すると 1.7 倍となり、全国及び同規模団体の平均値を上回っている状況になっています。

建築用途別に延床面積を見てみると、学校の割合が最も高く、公共建築物全体の 28.7%、次いで産業系施設が 20.4%、公営住宅が 11.5%という状況で、学校と産業系施設及び公営住宅の割合が全体の 60.6%を占めています。

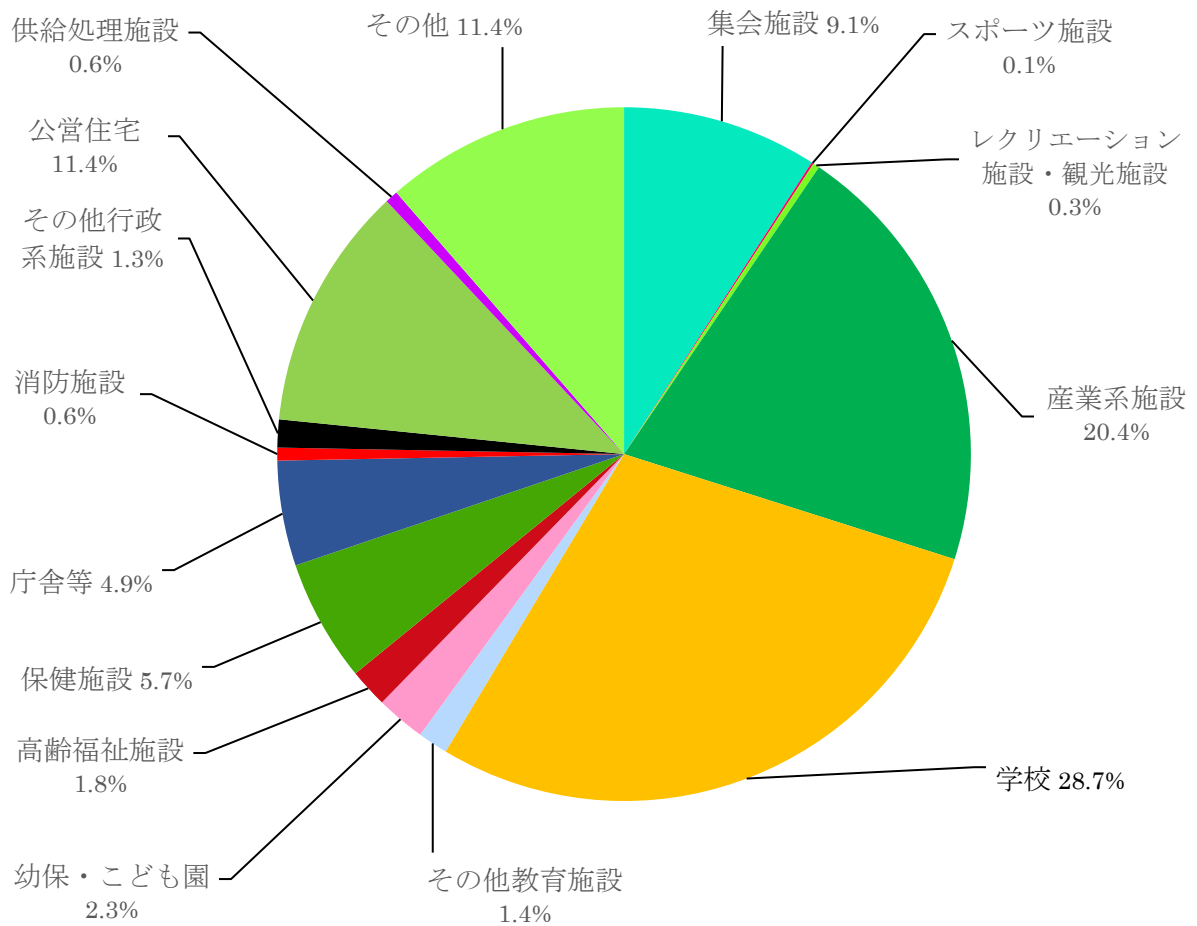
また、今回の計画と関連するもう一つの重要な指標は、「有形固定資産減価償却率」です。「有形固定資産減価償却率」は、固定資産台帳を整備することによって算出することが可能な指標です。これは、「減価償却累計額／取得価額」で算出され、資産が耐用年数に対してどの程度経過しているかを見る指標となります。

地方公共団体の平均は 40%から 60%程度で、本村の公共建築物全体の有形固定資産減価償却率である 70.2%は、他団体に比べ、少し高い償却率となっています。面積割合の多い学校と産業系施設及び公営住宅に注目すると、産業系施設は 47.4%とそこまで高い数値ではありませんが、学校と公営住宅及び幼保・こども園の数値は 80%を超えています。また、スポーツ施設、その他行政系施設、その他教育施設、消防施設の有形固定資産減価償却率は 100%となっており、限られた資金の中で、これらの資産をどのように維持・更新していくかが課題となります。

⑤ 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成 24 年 3 月総務省）

【図 3-1-1 公共建築物の内訳】

延床面積 26,621.7㎡



- 集会施設
- レクリエーション施設・観光施設
- 学校
- 幼保・こども園
- 保健施設
- 消防施設
- 公営住宅
- その他
- スポーツ施設
- 産業系施設
- その他教育施設
- 高齢福祉施設
- 庁舎等
- その他行政系施設
- 供給処理施設

【表 3-1-1 公共建築物の内訳】

種別 ^{注1}	面積(m ²)	割合	有形固定資産減価償却率	主な施設
集会施設	2,431.9	9.1%	33.2%	中央公民館、集会所
スポーツ施設	21.0	0.1%	100.0%	ゲートボール場トイレ休息室
レクリエーション施設・観光施設	72.1	0.3%	24.2%	芳井キャンプ場更衣室・トイレ、ヒメノボタンの里交流施設
産業系施設	5,427.5	20.4%	47.4%	農業構造改善センター、ユズ選果・搾汁施設等
学校	7,650.7	28.7%	87.2%	小学校、中学校
その他教育施設	361.0	1.4%	100.0%	教職員住宅
幼保・こども園	609.3	2.3%	81.6%	保育所
高齢福祉施設	479.7	1.8%	89.7%	デイサービスセンター、福祉センター、老人憩いの家
保健施設	1,516.1	5.7%	99.6%	総合保健センター
庁舎等	1,317.0	4.9%	90.4%	三原村庁舎
消防施設	148.5	0.6%	100.0%	西部分団屯所、南部分団屯所、東部分団屯所
その他行政系施設	345.3	1.3%	100.0%	バスセンター車庫、防災無線中継局舎
公営住宅	3,051.6	11.5%	90.2%	柚ノ木公営住宅、宮ノ川公営住宅、柚ノ木B団地
供給処理施設	152.8	0.6%	61.4%	廃棄物処理場、星ヶ丘団地合併浄化槽処理施設
その他	3,037.2	11.4%	98.0%	公衆トイレ、賃貸工場等
合計	26,621.7	100.0%	70.2%	

注1 一般財団法人 地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト仕様書 Ver.2.10（平成28年版）」を参考とした。

2 施設保有状況の推移

本村では、総合管理計画策定時（平成27年度末時点）における公共建築物の保有施設数は97施設であり、総延床面積は26,527.2㎡ありました。これらが5年後の改訂版総合管理計画策定時（令和2年度末時点）においては保有施設数が97施設であり、総延床面積は26,621.7㎡となっています。施設数は3施設の減少ですが、総延床面積で見ますと、およそ0.36%増加しています。

増減の主な理由は、耐用年数経過後の劣化等により、解体除去された施設があるなか、新たな建築増築により総延床面積は増加となっています。

【表 3-2-1 施設保有状況の推移】

区分	種別	平成29年度 総合管理計画		令和5年度 改訂版総合管理計画		増減比較	
		施設数	総延床面積(㎡)	施設数	総延床面積(㎡)	施設数	総延床面積(㎡)
公共建築物	集会施設	14	2,209.7	16	2,431.9	2	222.2
	スポーツ施設	1	21.0	1	21.0	0	0.0
	レクリエーション施設・観光施設	1	26.5	2	72.1	1	45.6
	産業系施設	11	5,816.4	10	5,427.5	▲1	▲388.9
	学校	14	7,491.7	16	7,650.7	2	159.0
	その他教育施設	5	361.0	5	361.0	0	0.0
	幼保・こども園	2	609.3	2	609.3	0	0.0
	高齢福祉施設	5	479.7	5	479.7	0	0.0
	保健施設	6	1,481.8	5	1,516.1	▲1	34.3
	庁舎等	4	1,347.0	3	1,317.0	▲1	▲30.0
	消防施設	3	148.5	3	148.5	0	0.0
	その他行政系施設	2	348.5	1	345.3	▲1	▲3.2
	公営住宅	12	3,051.6	12	3,051.6	0	0.0
	供給処理施設	2	152.8	2	152.8	0	0.0
	その他	15	2,981.7	11	3,037.2	▲4	55.5
		合計	97	26,527.2	94	26,621.7	▲3

3 インフラ資産

インフラ資産とは、住民の社会生活の基盤となる資産です。例えば、道路、橋梁、簡易水道・下水道などが挙げられます。これらは、住民の生活や産業経済活動を支えるために、必要不可欠な資産であり、インフラ資産の整備は、地方公共団体の重要な役割の一つです。

本村が所有する主なインフラ資産は【表 3-3-1 インフラ資産の状況】のとおりとなっています。

【表 3-3-1 インフラ資産の状況】

単位：円

インフラ資産	取得価額	減価償却累計額	有形固定資産減価償却率
道路・農道	1,777,667,131	578,355,449	32.5%
橋梁	1,562,764,720	1,061,338,959	67.9%
簡易水道	2,318,091,795	1,727,525,962	74.5%
下水道 (農業集落排水)	1,176,822,000	615,309,301	52.3%

第4章 更新費用総額の推移

1 更新費用総額の計算

本計画では、毎年の軽微な修理のほかにいわゆる大規模修繕も加味した(1)維持補修費発生予想額、資産を更新する際に必要となる金額である(2)更新必要額を算出し、将来の公共施設の更新費用総額を試算しています。

また、期間内に複数回耐用年数が到来するものも耐用年数到来の都度、施設の更新を行うと仮定しています。

(1) 維持補修費発生予想額

将来の費用の中で多くを占めるのが、維持補修費・修繕費です。本計画では下記の資料を参考に、各資産の耐用年数・経過年数・用途・面積・取得価額を用い、計画期間である令和27年度までの毎年の発生額を予想しています。また、固定資産台帳整備時に既に耐用年数が到来していた資産の維持補修費については、今後も資産を保有すると仮定し、「耐用年数到来済み資産の維持補修費」と表記しています。

【参考資料】

「日本の社会資本―世代を超えるストック」H14.7.31 発行 財務省印刷局
内閣府政策統括官（経済財政―経済社会システム担当編）

「建築物のライフサイクルコスト」

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

(2) 更新必要額

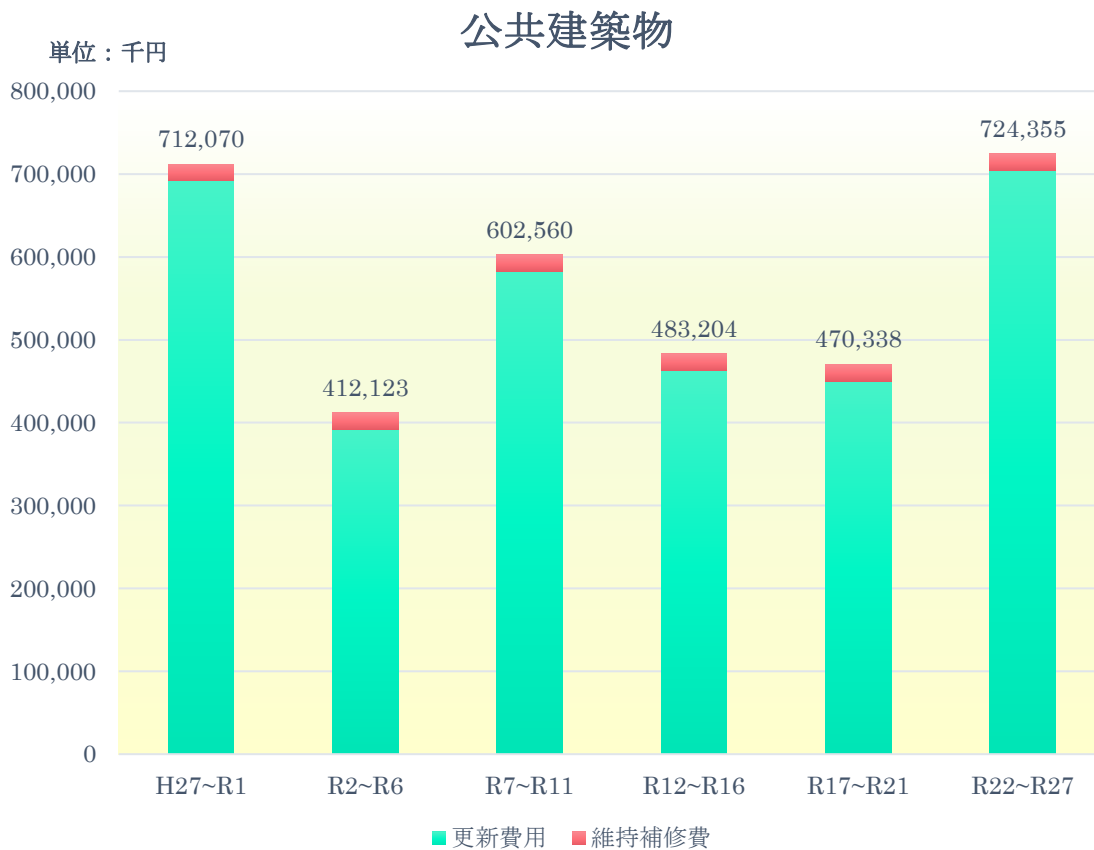
資産更新必要額の算定は本計画において、資産の耐用年数到来時にその資産と同機能、同規模のものを固定資産台帳における取得価額で再建するとした際に必要となる金額としています。

なお、固定資産台帳における耐用年数は総務省の「統一的な基準における地方公会計マニュアル」に従い、財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を用いています。

2 公共建築物

公共建築物の有形固定資産減価償却率は 71.2%となっています。現在保有している全ての公共建築物を保持しつつ大規模修繕や建替えを行った場合、計画期間である令和 27 年度までの 30 年間で必要となる更新費用総額は 34 億円（更新費用 32.8 億円、維持補修費 1.2 億円）、年平均では 1.1 億円になることが予想されます。

【図 4-2-1 将来の更新費用総額推計（公共建築物）】



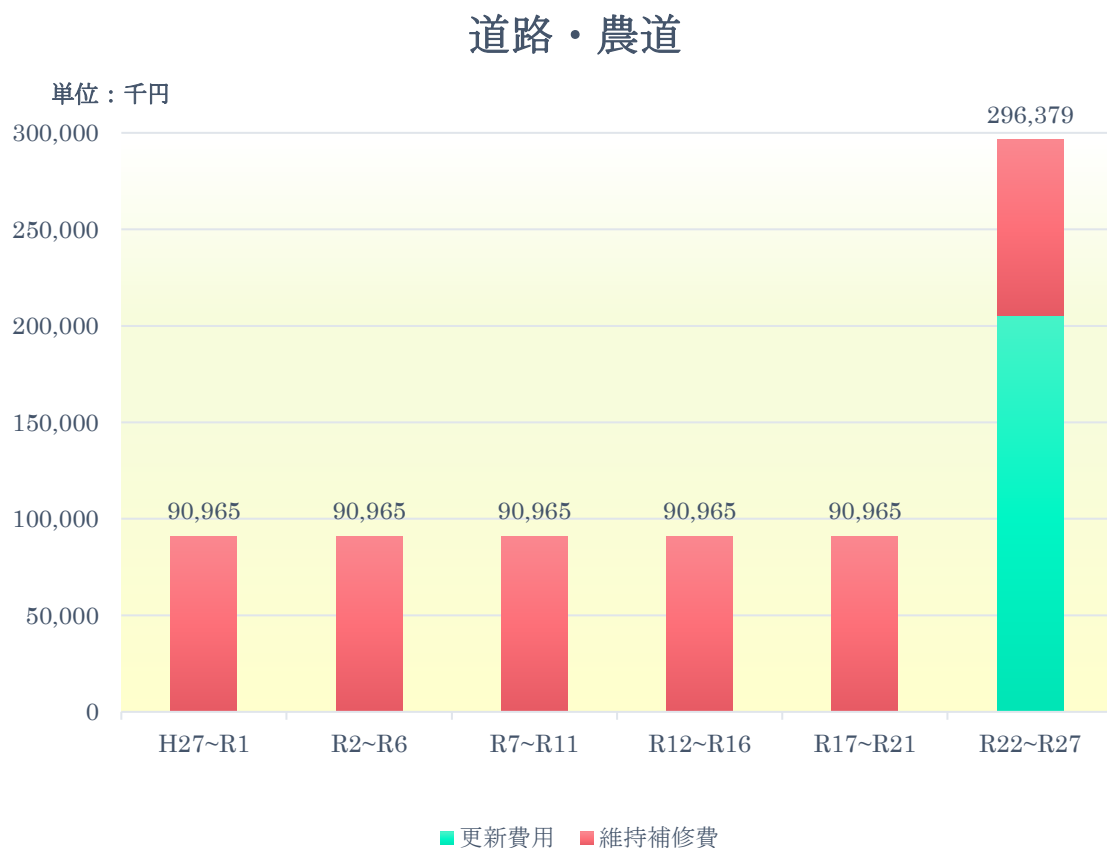
3 インフラ資産

(1) 道路・農道

道路・農道・林道の有形固定資産減価償却率は32.5%となっています。

計画期間である令和27年度までの30年間で必要となる更新費用総額は2.1億円、年平均では700万円になることが予想されます。特に更新時期が令和22年度から令和27年度の間集中しており、この期間に向けて実現可能な更新計画を作成していくことが重要となります。

【図 4-3-1 将来の更新費用総額推計（道路・農道・林道）】



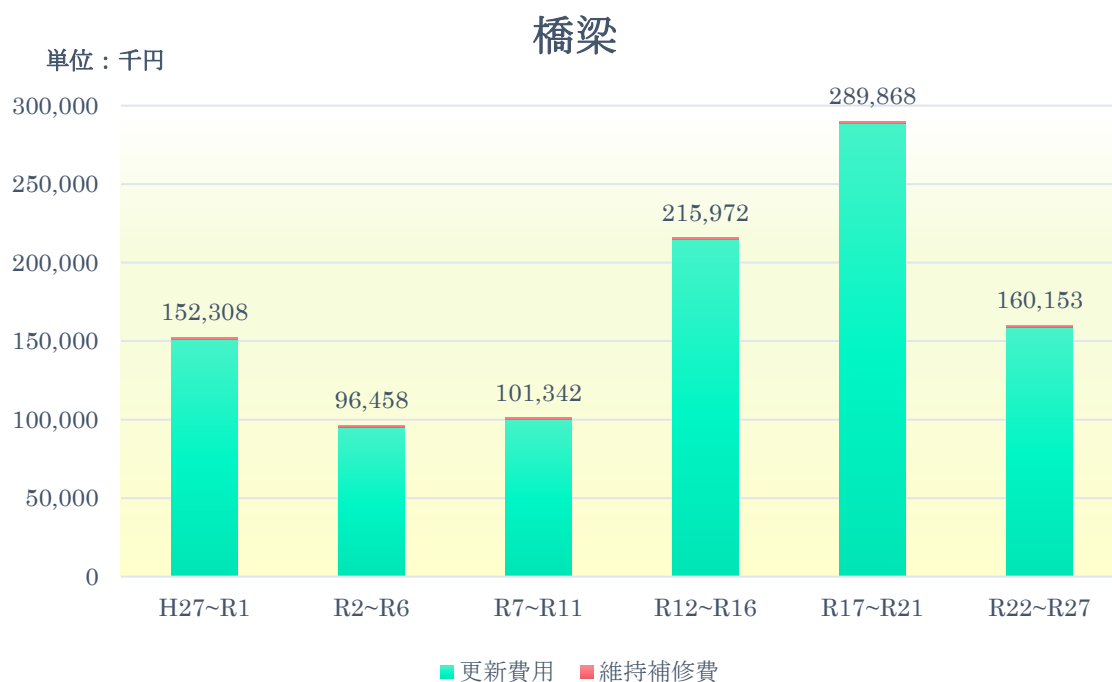
(2) 橋梁

全国的に見て橋梁は1970年代に建設されたものが多く、主な橋梁である「PC（プレストレスト・コンクリート）^⑥橋」や「RC（鉄筋コンクリート）橋」の耐用年数が60年と示されていることから、令和12年度から令和21年度に更新時期が集中することが想定されます。

橋梁の有形固定資産減価償却率は67.9%となっており、インフラ資産の中では比較的老朽化が進んでいる資産であると言えます。また、計画期間である令和27年度までの30年間で必要となる更新費用総額は10.1億円、年平均では0.3億円となっています。

橋梁の更新工事を集中的に行うと、多大な更新費用が必要となるため、長寿命化や更新時期をずらした架替工事を行うことにより、財政負担を平準化することなどが求められます。

【図 4-3-2 将来の更新費用総額推計（橋梁）】

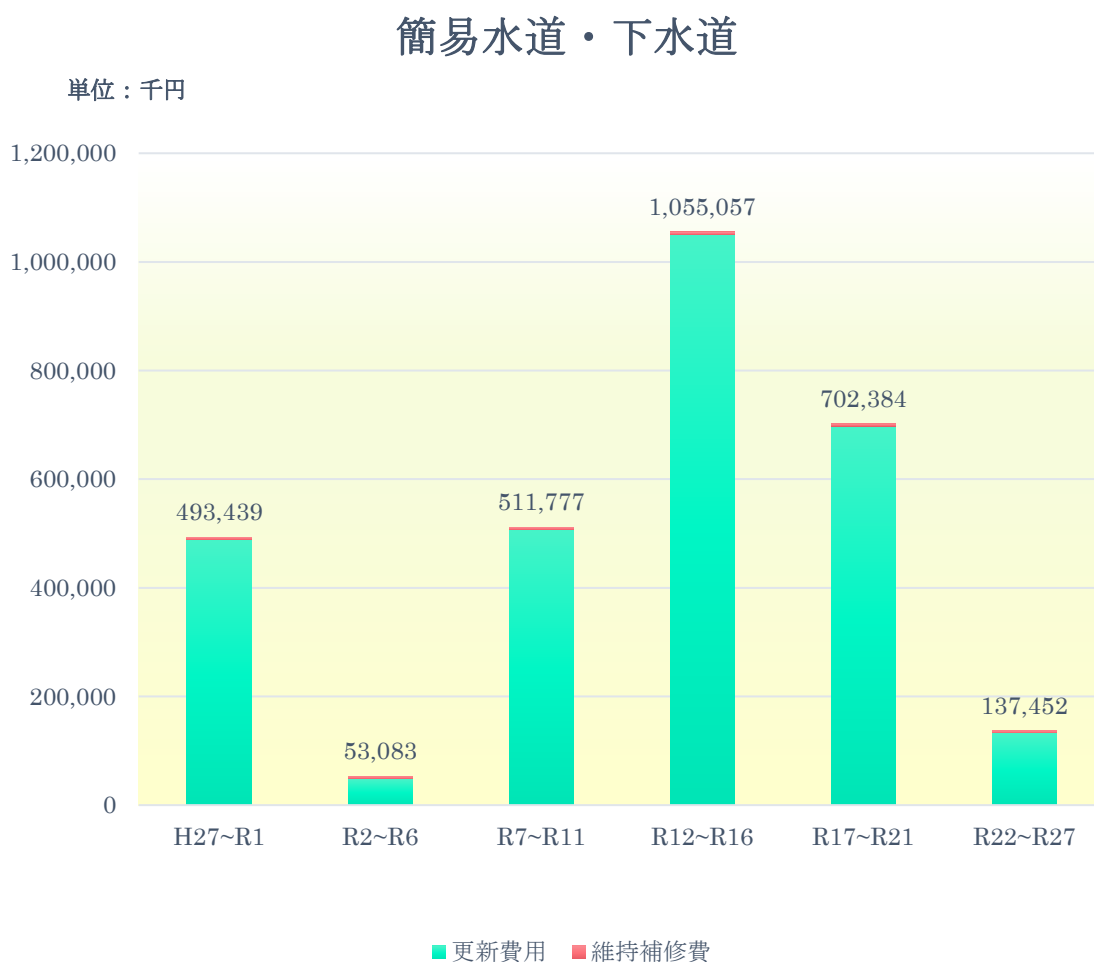


⑥ プレストレスト・コンクリート：コンクリートにあらかじめ計画的に圧縮応力度（プレストレスト）を与えることにより、荷重によって生じる引張応力と相互に消しあうように設計・施工されたコンクリート。

(3) 簡易水道・下水道

近年、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が頻発し、本村においても簡易水道・下水道管路の耐震性の強化が求められています。簡易水道・下水道については、計画期間である令和 27 年度までの 30 年間で必要となる更新費用総額は、簡易水道が 25.4 億円、下水道が 3.8 億円となっており、合計で 29.2 億円、年平均では 1.0 億円必要になることが予想されます。また、簡易水道・下水道共に令和 10 年代から 20 年代にかけて本格的に更新時期を迎えることから、計画的に資産の更新を行わなければなりません。

【図 4-3-3 将来の更新費用総額推計（簡易水道・下水道）】

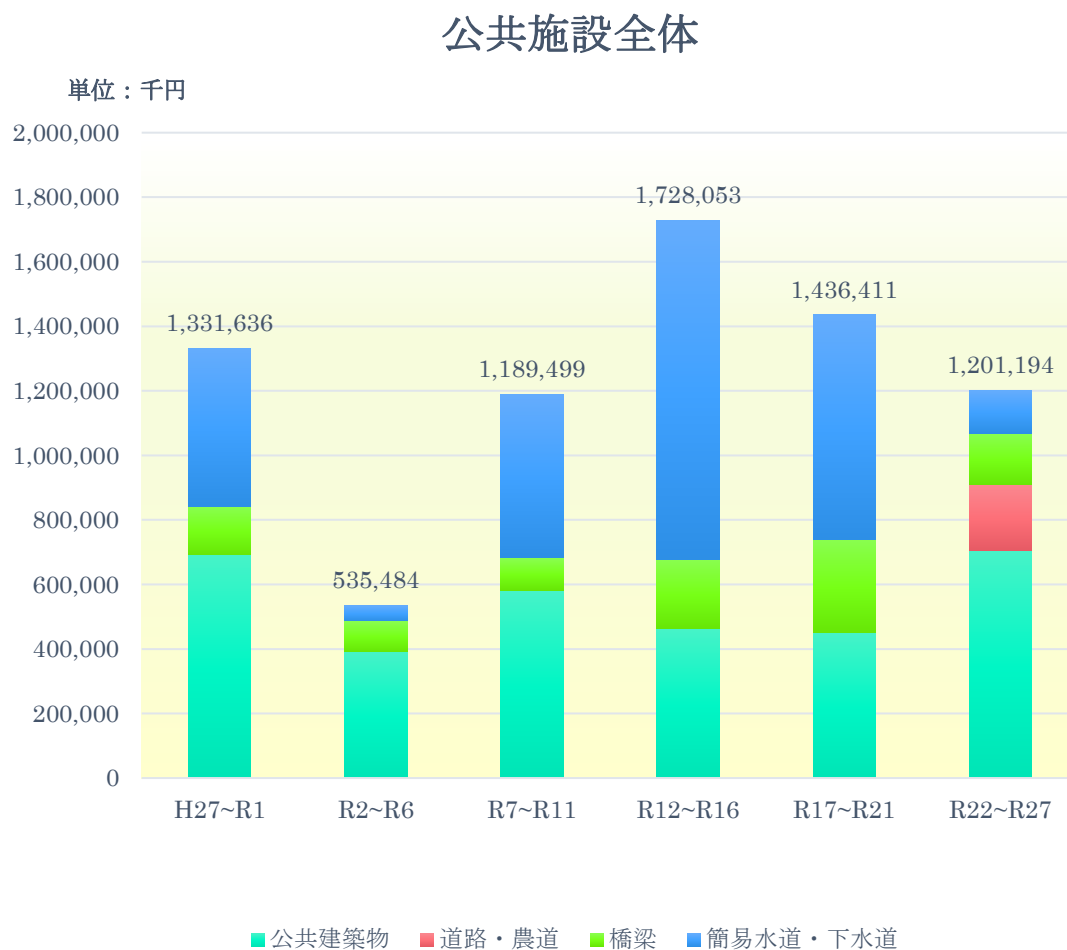


4 公共施設全体

公共建築物とインフラ資産及びその他資産を含めた公共施設全体の資産を全て保有・維持し続けた場合、今後30年間での更新費用総額は74.2億円、年平均では2.5億円となることが予想されます。現在要している維持管理費としては、過去5ヵ年の中で平均は2300万円となります。また、令和10年代から到来するインフラ資産の更新集中期に向けて多額の更新費用を賄うための財源を確保すること、そして、変わりゆく社会構造や施設需要に対応して、最適規模への施設縮小や統廃合を推進していくことで更新費用の縮減を図る必要があります。

また、三原村 橋梁長寿命化修繕計画における77橋について今後30年間の事業費を比較すると、対象療法約20億円から約17億円となり、約3億円の縮減効果が期待できます。

【図4-4-1 将来の更新費用総額推計（公共施設全体）】



第5章 公共施設マネジメントに関する基本的な方針

1 取組体制

(1) 計画期間

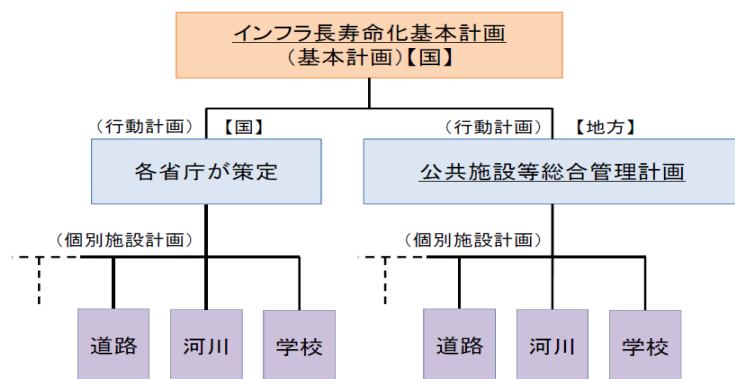
平成 28 年度から令和 27 年度までの 30 年間を計画期間とします。ただし、計画実施期間内であっても、三原村創生総合戦略の改定や社会情勢等の変化に対応するため、適宜計画内容の見直しを行うものとします。

(2) 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、公共施設のマネジメントの取組を推進するための計画です。加えて、本計画は、公共施設やインフラ資産に係る「個別施設計画」の上位計画として位置付けます。

なお、平成 25 年 11 月 29 日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」及び平成 26 年 4 月 22 日に総務大臣から通知のあった「公共施設等の総合的かつ計画的な推進について」に示されている体系においては、本計画は地方公共団体の「行動計画」に相当し、本村の公共施設等の今後の維持管理等のあり方について基本的な方針を示すものです。

また、本村の上位計画である三原村創生総戦略との整合を図り、総合計画の実施計画において事業の調整を行いながら、効果的かつ効率的な公共施設マネジメントを実施していきます。



(3) 全庁的な取組体制の構築

公共施設マネジメント^⑦の実施に当たっては、財産管理を所管する部署において情報等を一元的に管理し、公共施設の現状を把握できる状態にするとともに、全庁的な取組体制を構築します。

⑦ 公共施設マネジメント：地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。

2 公共建築物マネジメントの実施方針

(1) 点検・診断の方針

計画的な点検により、安全性や耐久性に影響を及ぼすような劣化・損傷の把握に努めるとともに、施設に与える影響などについて診断を行います。また、点検・診断結果を蓄積し、次回以降の点検・診断や施設の長寿命化対策に活用します。

(2) 安全確保の方針

<公共建築物>

- 点検で発見された危険箇所のうち、比較的軽微なものは、利用者等の安全確保を図るために速やかに修繕・撤去等を行い、対処が容易でないものは、必要に応じて施設利用中止等の措置をとります。
- 高度の危険性が認められた公共施設は、利用状況や効用を考慮した上で、統合や廃止の検討を行います。

<インフラ>

- 点検・診断等により危険性が認められた橋梁については、費用面・利用状況・優先度などを考慮して計画的に修繕・更新を行い、安全性の確保に努めます。

(3) アセットマネジメントの推進

アセットマネジメント^⑧の推進をより実効性のあるものとするため、施設の維持管理を担当している各部署と財産管理を所管する部署とが連携し、次の方針に基づいて実行していくこととします。

<公共建築物>

① 方向性の検討

学校施設、公営住宅といった施設の類型ごとに、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案した上で、施設類型ごとの長期的な整備の方向性を示します。

② アセットマネジメント取組方針

アセットマネジメント取組方針に基づいた総資産量の適正化を目指し、公共建築物の総延床面積の縮減を目指します。

⑧ アセットマネジメント：公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来に渡って安全に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供していくためのマネジメント手法。

○ 5つの取組方針

＜継続＞ 施設の長寿命化や維持管理コストの更なる縮減を目指して計画的な施設管理を実施します。

＜集約化＞ 既に本村が所有している同種の施設との統合を行い、一体の施設として整備します。

＜複合化＞ 既に本村が所有している異なる種類の施設との統合を行い、両方の機能を有した複合施設を整備します。

＜転用＞ 施設の改修は実施し、他の公共機能を有した施設として利用します。

＜廃止＞ 施設の廃止を行い、建物解体、跡地の売却を行うことで将来的な更新費用の縮減・他施設の更新費用の捻出を図ります。

③ 縮減数値目標の設定

本村における住民1人当たりの延床面積は第3章で示したとおり、17.02㎡と全国平均の5.28倍であることから、全国平均を目標とすると81.1%の縮減が必要となります。

全国平均値を目標とする場合、現在の公共建築物の8割超を縮減することになり、適切な住民サービスの提供が困難になるおそれがあります。そのため、本村の縮減目標は住民サービス提供への影響を考え、10%以上の縮減を目標とします。

総延床面積の縮減数値目標

総延床面積を30年間で10%以上縮減（平成27年度末比）することを目標とします。

＜インフラ資産＞

① 方向性の検討

固定資産台帳の整備を通じて道路、橋梁、簡易水道・下水道といった施設類型ごとの整備状況や老朽化度合い等を把握し、今後の維持管理に関する方向性を検討します。

② 現状把握

点検等を行うことにより施設の劣化状況等を把握し評価するとともに、その履歴を集積・蓄積します。

③ 計画的修繕の実施

現状把握に基づき、計画的に修繕を実施します。

(4) 長寿命化の推進

<公共建築物>

- 計画的な維持管理を推進することにより、施設の安全性の確保と延命化を図ります。
- 長寿命化により建替更新時期を分散させることで、費用の平準化を図ります。

<インフラ資産>

- 道路、橋梁、簡易・下水道といった施設類型ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- 対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕^⑨を計画的に実施していくことで、長寿命化を図り、修繕費用の縮減に努めます。

(5) 耐震化の推進

<公共建築物>

- 近年多発する地震や近い将来発生が予測される南海トラフ大地震の対策として、耐震化が実施されていない公共建築物については、施設の重要度（防災拠点施設等）や老朽化度合い等を判断した上で、集約化、複合化を図りながら耐震化を進めます。

<インフラ資産>

- 道路、橋梁、簡易水道・下水道といったインフラ資産も計画的に耐震化を図ります。

⑨ 予防保全型修繕：損傷が大きくなる前に小規模な修繕工事を実施する、資産の寿命を延ばすための手法。

(6) 民間活力の導入

＜公共建築物、インフラ資産＞

- PPP^⑩／PFI^⑪などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極導入するなど、民間事業者の資金やノウハウを活用した公共サービスの提供を推進します。
- 包括的民間委託の発注など、効率的な契約方式の検討を行います。

(7) ユニバーサルデザイン化の方針

修繕や更新等が必要となった際には、ユニバーサルデザイン化を検討し、時代や市民のニーズへの対応を図るとともに、省エネルギー化に対応した設備を導入するなど、環境負荷の低減も考慮した施設整備を目指します。

(8) 脱炭素化の推進方針

公共施設等においても省エネや再エネ利用、脱炭素化の推進、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方を示すグリーンインフラなど、世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進していきます。また、SDGsの理念を踏まえ、村民、事業者、団体等の多様な連携を図りながら、経済、社会、環境の三側面をつなぐ統合的取組み等、本計画における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等の取組みを通じて、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

(9) 過去に行った公共施設マネジメントの内容

- 公共施設等を全体把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、三原村個別施設計画(令和3年3月)を策定しました。
- 老朽化に伴い中央公民館を解体しました。

⑩ PPP：官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。個別の手法としてはPFIや指定管理者制度がある。

⑪ PFI：設計、建設、維持管理、運営等について、民間資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う事業手法。

3 協働の推進

- 隣接市町と協議し、公共施設の相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により効率化を目指します。
- 本計画を進めていくために、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に努めます。

4 地方公会計制度への取組

現金の支出を記録することを目的とした単年度会計、単式簿記会計である従来の官庁会計では、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営にかかる費用を含めたライフサイクルコストの把握が困難であり、減価償却費などの非現金支出についても資産の状況に反映されないという課題がありました。

そこで、本村は公共施設マネジメントを行っていくに当たり、地方公会計制度への取組を推進することで、保有する公共施設の状況や、公共施設を用いた行政サービスの提供に係るコストを把握し、適切な管理を行っていくことを目指します。

また、固定資産台帳情報を基に耐用年数到来時に同機能、同規模のものを固定資産台帳における取得価額で再建するとした際に必要となる金額を算定するなど活用を行います。

<地方公会計制度の概要>

- 民間企業会計の考え方に近い、発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成します。
- 財政状態の正確な把握のため、固定資産台帳の整備が必須となります。
- 平成27年1月に公表された「統一的な基準」による財務書類を平成29年度から毎年度作成し、公表します。

5 フォローアップの実施方針

- PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル^⑫を活用し、進捗管理や計画の見直しを行い、継続的な取組を実施します。

^⑫ PDCA サイクル：事業について、計画を立て（Plan）→実施し（Do）→結果を評価し（Check）→改善し（Act）、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組み。

6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本計画の基本方針に基づき、施設類型ごとに取組方針を定めたものです。

◆施設類型ごとの方針

	施設類型	方針	主な施設
1	集会施設 文化施設	適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、老朽化した施設については廃止も検討し、更新が必要な施設については、規模の適正化を図りながら集約化、複合化の検討を行います。	中央公民館 集会所
2	スポーツ施設 レクリエーション施設・観光施設	適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、老朽化した施設については廃止も検討し、更新が必要な施設については、規模の適正化を図りながら集約化、複合化の検討を行います。	ゲートボール場トイレ 休息室 芳井キャンプ場更衣室・トイレ
3	産業系施設	適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、老朽化した施設については廃止も検討し、更新が必要な施設については、規模の適正化を図りながら集約化、複合化の検討を行います。	農業構造改善センター ユズ選果・搾汁施設等
4	学校 その他教育施設	規模及び配置の適正化を図り、施設の改築、耐震補強等を計画的に行い、引き続き適切に維持管理し、長寿命化を図ります。	小学校 中学校 教職員住宅等
5	幼保・こども園	適切に維持管理し、施設の長寿命化を図ります。	保育所

6	高齢福祉施設 保健施設	適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、老朽化した施設については廃止も検討し、更新が必要な施設については、規模の適正化を図りながら集約化、複合化の検討を行います。	デイサービスセンター 福祉センター 老人憩の家 総合保健センター
	施設類型	方針	主な施設
7	庁舎等 消防施設 その他行政系施設	適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、老朽化した施設については廃止も検討し、更新が必要な施設については、規模の適正化を図りながら集約化、複合化の検討を行います。	三原村庁舎 西部分団屯所 南部分団屯所 東部分団屯所 バスセンター車庫 防災無線中継局舎
8	公営住宅	計画的に維持管理を行い、老朽化が著しい施設は廃止します。	袖ノ木公営住宅 宮ノ川公営住宅 袖ノ木B団地
9	供給処理施設	特殊な設備を有しており、適切にメンテナンスを行い、施設設備の長寿命化を図ります。	廃棄物処理場 星ヶ丘団地合併浄化槽 処理施設
10	その他	適切に維持管理し、施設の長寿命化を図ります。利用の見込みのない老朽施設については、売却等を含め廃止を検討します。また、用途を廃止した施設の転用も検討します。	公衆トイレ 賃貸工場等
11	道路・農道	道路パトロールによる点検を行い、舗装の修繕及び適切な補修等を実施し、長寿命化を図ります。	
12	橋梁	三原村橋梁長寿命化修繕計画に則り、効率的な維持管理を行い、長寿命化を図ります。	
13	簡易水道施設	持続可能な水道事業を目指し、経年劣化した施設の更新を図ります。	
14	農業集落排水施設	施設の長寿命化に向けた機能診断や点検等を行い、施設の更新等に取り組みます。	

三原村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 31 日発行

令和 6 年 3 月 31 日改訂

編集・発行 三原村役場総務課

〒787-0892

高知県幡多郡三原村来栖野346

TEL (0880) 46-2111

FAX (0880) 46-2114

HP : <http://www.vill.mihara.kochi.jp/>